

資格外活動（アルバイト）の許可申請と条件

アルバイトは「資格外活動」と呼ばれます。なぜなら、在留資格「留学」を持っている留学生は働いてお金をもらうこと（「就労」と言います）が原則として禁止されているからです。禁止されている就労をしたい場合は、入国管理局に申請して、就労してもよいという許可を得なければなりません。これが、「資格外活動許可」です。

アルバイトに興味のある人は、最初に国際センターにアルバイトの内容等を相談して下さい。その後、入国管理局で「資格外活動許可」の申請をします。なお、女子美には留学生本人に代わって資格外活動許可の手続きをする制度（申請取次制度）があります。この制度を利用したい場合は、国際センターに申し出て下さい。→7 ページ

一度許可を受ければ、許可のあとにアルバイト先が変わっても問題ありません。また、現在の在留期間の更新申請をする時、一緒に「資格外活動許可」の更新をすることもできます。申請に必要な書類は次のとおりです。手数料は無料です。

申請に必要な書類

◎提出書類のコピーをとっておきましょう。

- ① 資格外活動許可申請書 1通（用紙は国際センターにあります）
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 在留カード
- ④ 学生証

◆学部 1 年次生・短大部 1 年次生へ

1 年次前期の資格外活動（アルバイト）を禁止します。その理由は、入学直後は高等学校や日本語学校と大きく異なる大学での生活と授業に集中し、慣れてもらうためです。

1 年次夏期休業期間または 1 年次後期から資格外活動をしたい方は、7 月 1 日以降に国際センターへ申し出て下さい。大学の授業に支障がないと判断される方に対して、資格外活動許可申請書を渡します。

◆学部 3 年次編入学生・大学院 1 年次生へ

大学での生活と授業を経験したことがある皆さんは、1 年次または 3 年次前期から資格外活動（アルバイト）ができます。希望する方は国際センターへ申し出て下さい。大学の授業に支障がないと判断される方に対して、資格外活動許可申請書を渡します。

◎アルバイトの条件

在留資格「留学」と「資格外活動許可」を持つ留学生がアルバイトをしてもよい時間は週 28 時間以内（正規生）または週 14 時間以内（研究生）で、夏休み・冬休み・春休みなどの休業期間中は 1 日 8 時間以内です。

決められた時間内であっても、風俗営業関連の業種で働くことは、入国管理法で厳しく禁止されています。これに違反した場合は、強制送還などの処分を受けることがあります。また、入国管理法違反となった留学生は退学になる可能性があります。

◎アルバイトで気を付けたいこと

(1) 労働条件はできるだけメモにして保存する

アルバイトをする時、雇用主側から「雇用契約書」を受け取ることができればいいのですが、日本の慣行では、ほとんどの場合そうした手続きは行われません。そこで最初の面接の時に、雇用主側の担当者に「日本語が不十分なので、誤解しては困りますので。」と断って、勤務日・勤務時間・賃金・賃金の支払日・雇用担当者の氏名・電話番号をメモしてもらうよう頼むとよいでしょう。もし雇用担当者が書いてくれなかったら、自分自身でメモして先方に確認してもらってもいいでしょう。控えのメモを残しておくこと、誤解による無用なトラブルの防止になり、万一トラブルがあった時に役立ちます。新聞や情報誌で決めた場合は、その求人欄の切りぬき部分を保存しておいて下さい。

(2) 働いた時間と受け取った賃金の額は記録しておく

賃金の不払いなどのトラブルを防止するために、自分が働いた日・時間、受け取った賃金の額を記録しておきましょう。

(3) 無断遅刻・無断欠勤をしない

アルバイトであっても、電話連絡をしないで勝手に遅刻したり、仕事を休んだりすることは決して許されません。必ず事前に連絡して下さい。日本では、時間と約束を守ることがとても大切なことと考えられています。

◎アルバイトの探し方

(1) アルバイト情報誌、新聞求人欄などを活用する

アルバイト情報誌や新聞の『求人案内欄』にアルバイトやパートの情報が掲載されています。掲載されている求人情報は、残念ながら外国人を対象としていないところも多いので、忍耐強く問い合わせしてみてください。

(2) 女子美の紹介

キャリア支援センターでアルバイトを紹介することがあります。学生用の掲示板をよく見て下さい。

(3) ハローワークも利用できる

公共職業安定所（ハローワーク）でも、留学生に適当なものがあれば、アルバイトを紹介してもらえます。在留カードを持って訪ねて下さい。

◎アルバイトで問題が起こったら

アルバイト中のケガや、約束通りの賃金をもらえないといったトラブルの可能性がります。アルバイト先でトラブルが発生したら、まず冷静に職場の責任者と話し合ってください。話し合いをしてもどうしても解決できない場合には、相談機関に相談して下さい。

アルバイト作業中の事故や自宅と職場の往復路上の事故については、労働者災害補償保険法（労災法）の適用を受けることができます。外国人であっても、この労災法の適用は日本人と変わりません。職場で事故が起こったら、すぐに職場の担当者に届け出て治療を受けて下さい。また路上で交通事故にあった場合は、治療を受けると同時に必ず警察に届け出て下さい。治療を受けてから、その後の対応を話し合うことになります。もし必要な治療が受けられない場合や、損害を補償されなかったような場合には、相談機関に相談して下さい。労働基準局では働く人と雇用者の間で自主的に解決できない問題が起こったときに解決の援助をしています。賃金不払いなどのトラブルの際には、気軽に相談できます。